

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例に基づく

参加と協働のまちづくりに関する中間報告

報告にあたって

基本条例審議会委員として、平成22年10月に拝命を受け、3年目となる平成24年度柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会においては、5回の審議会を開催し、参加と協働のまちづくりに関し調査、検討してまいりました。

この中間報告の内容は、審議会で出された様々な意見を現段階でまとめたものに過ぎず、その中身についてもより多角的な視点からの検討が必要です。

また、ここに記されたこと以外にも検討すべき課題も多く残されていると思います。平成25年度は、当審議会委員の任期の最終年度となることから、より多くの方々の意見を伺いながら、さらに柴田町住民自治によるまちづくり審議会での議論を深めていきたいと思っております。

柴田町におかれましては、この中間報告を生かし、より一層参加と協働のまちづくりを促進されることに期待いたします。

1. はじめに

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会は、“生き生きとした住みよいまちの実現”という住民自治によるまちづくり基本条例の目的実現に向けてまちづくりが行われているのかについて、その状況を定期的に検証し、課題を明確にするとともに必要な提言をするという趣旨に基づき、平成24年度においては5回の審議会を開催し、柴田町の参加と協働のまちづくりの進捗状況等について、調査、検討を行った。

	開催月日	調査・検討内容
第1回	平成24年5月9日(水)	・平成24年度の審議内容について
第2回	平成24年7月4日(水)	・現地視察(船岡生涯学習センター、上川名地区活性化推進組合、まちづくり推進センター)
第3回	平成24年9月25日(火)	・参加と協働の促進について
第4回	平成24年11月20日(火)	・住民投票条例整備の進捗状況について
第5回	平成25年2月13日(水)	・住民投票条例整備の進捗状況について ・住民自治によるまちづくり基本条例の一部改正について ・集落支援員(専任)制度の導入について

2. 審議会からの意見

(1) 住民投票条例について

住民自治によるまちづくり基本条例（以下「基本条例」）第32条に規定されている住民投票制度の整備に向け、平成23年度の本審議会において、住民投票条例の骨子について審議し、平成24年5月9日に町長へ対し柴田町住民投票条例の制度仕組みの骨子の答申を行った。

平成24年度においては、住民投票条例整備の進捗状況について報告を受け、答申内容との変更点やその経過等などについて調査、検討を行った結果、住民投票制度及び条例の運用に当たっては、以下の点について提案する。

① 既存制度（法）に基づき住民投票が請求できる事項があること。

また、柴田町の住民投票制度においては、投票資格者に一定の要件を満たした外国人が含まれることや、住民投票の対象となる事項、請求の要件など、法律に基づく現行制度との違いについて、出来る限り分かりやすく住民へ説明し周知すること。

② 住民投票条例は、間接民主制が原則である現行の地方自治制度の中、補完的な位置付けとしての制度であることを踏まえ、いたずらに濫用されることがないように、住民投票に付すべき重要事項の判断に当たっては、慎重に審査を行うこと。

(2) まちづくり推進センターについて

基本条例第31条に規定に基づき設置運営されている、まちづくり推進センターの業務、①まちづくり提案制度の運用、②住民等の交流及び連携の促進、③参加と協働によるまちづくりの状況について、現地調査を行い、センターの活用促進について検討を行った結果、推進センターの運用に当たっては、以下の点について提案する。

① まちづくりへ意欲のある住民、団体による活動が一つでも実現できるよう、コンサルティング機能を充実させること。

② 常に新しい情報、利用者が求めている情報を収集するため、住民の目線で運営に心がけ、収集した情報は誰もが容易に理解することができるよう発信するよう努めること。

③ 夜間や休日に講座等を開催するなど、学生や社会人の利用促進に努めること。

④ 大型ショッピングセンターの一角に設置されている利点を生かし、住民が立ち寄りやすいと思える場所づくりに努めること。

(3) まちづくり提案制度について

基本条例第30条に規定されている、まちづくり提案制度の活用状況を住民等のまちづくりへの参加を促進という趣旨に沿ったものであるかを確認し、更なる活用促進について検討を行った結果、まちづくり提案制度の運用に当たっては、以下の点について提案する。

- ① 住民等が少しでも提案がしやすくなるよう、手続きや申請書類等の簡素化について検討すること。
- ② 提案しようとして検討している方へは、提案が採択されるよう丁寧かつ適切なアドバイスを行うとともに、関連する情報を提供し、まちづくりへの参加意欲を高めること。
- ③ 新たなまちづくり活動団体を掘り起こすため、これから取組を始めようとする個人、団体又は小規模なまちづくりの実践活動などを支援できる制度を検討すること。

(4) 地域計画の策定と地域支援について

基本条例第22条に規定されている、地域計画策定状況を確認し、地域支援のあり方等について検討を行なった結果、地域コミュニティの活性化を一層促進するため、以下の点について提案する。

- ① 地域計画策定の促進や策定支援に当たっては、地域の実情や住民が集まりやすい日時などを考慮するとともに、丁寧かつ適切な説明やアドバイスを行うこと。
- ② 地域計画に基づく事業の実施に際しては、地域の実情に応じた支援を行うこと。
- ③ シニア世代が地域で活躍できる場の提供や情報を提供し、地域コミュニティの活性化に結びつけるよう努めること。
- ④ 専任の集落支援員の導入に当たっては、課題解決の糸口となる事業の立ち上げ方や、交渉の仕方など、集落の支援に必要な技術を集落支援員に取得させ、各地域の状況を良く把握し、地域間の連携を図れるように努めること。

(5) その他

仙台大学が立地している当町の特性を活かし、大学及び学生が地域づくりに加われるプログラムを検討し、住民福祉の向上のため、大学と町が連携した地域づくりを更に進めていくこと。